

墨田区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																																
<p>（資金の種類）</p> <p>第4条 資金の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 〔略〕</p> <p>(11) 就学支度資金 女性又は女性が扶養している子の小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）以外の法律の規定に基づき特別の教育を行う施設を含む。以下同じ。）への入学に際し必要な資金。ただし、小学校又は中学校への入学に係る資金にあっては、貸付けを受けようとする者が特に経済的に困難な事情にある場合に限る。</p> <p>（貸付けの限度額等）</p> <p>第5条 資金の貸付けの限度額、据置期間及び償還期限は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資金の種類</th> <th style="text-align: center;">限度額</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> <th style="text-align: center;">償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始資金 ） 技能習得資金</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>就職支度資金</td> <td>100,000円（通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合にあっては、330,000円）</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>住宅資金 ） 就学支度資金</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>（貸付利率）</p> <p>第7条 女性が扶養している子に係る技能習得資金、就職支度資金、修学資金及び就学支度資金は、無利子とし、その他の資金については、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その</p>	資金の種類	限度額	据置期間	償還期限	事業開始資金 ） 技能習得資金	〔略〕			就職支度資金	100,000円（通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合にあっては、330,000円）	〔略〕	〔略〕	住宅資金 ） 就学支度資金	〔略〕			<p>〔同左〕</p> <p>第4条 〔同左〕</p> <p>(1)～(10) 〔略〕</p> <p>(11) 就学支度資金 女性又は女性が扶養している子の小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）以外の法律の規定に基づき特別の教育を行う施設を含む。以下同じ。）への入学に際し必要な資金。ただし、小学校又は中学校への入学に係る資金にあっては、貸付けを受けようとする者が特に経済的に困難な事情にある場合に限る。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第5条 〔同左〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資金の種類</th> <th style="text-align: center;">限度額</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> <th style="text-align: center;">償還期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業開始資金 ） 技能習得資金</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>就職支度資金</td> <td>100,000円（通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合にあっては、320,000円）</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> <tr> <td>住宅資金 ） 就学支度資金</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔略〕</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔同左〕</p> <p>第7条 女性が扶養している子に係る技能習得資金、就職支度資金、修学資金及び就学支度資金は、無利子とし、その他の資金については、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その</p>	資金の種類	限度額	据置期間	償還期限	事業開始資金 ） 技能習得資金	〔略〕			就職支度資金	100,000円（通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合にあっては、320,000円）	〔略〕	〔略〕	住宅資金 ） 就学支度資金	〔略〕		
資金の種類	限度額	据置期間	償還期限																														
事業開始資金 ） 技能習得資金	〔略〕																																
就職支度資金	100,000円（通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合にあっては、330,000円）	〔略〕	〔略〕																														
住宅資金 ） 就学支度資金	〔略〕																																
資金の種類	限度額	据置期間	償還期限																														
事業開始資金 ） 技能習得資金	〔略〕																																
就職支度資金	100,000円（通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合にあっては、320,000円）	〔略〕	〔略〕																														
住宅資金 ） 就学支度資金	〔略〕																																

利率を年1パーセント以内で規則で定める率とする。

(貸付金の交付)

第11条 技能習得資金(自動車運転免許に係るものを除く。)、生活資金及び修学資金(以下「月額資金」という。)の貸付金は、各月の初めに、当月分を交付するものとする。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、数月分を合わせてあらかじめ交付することができる。

(貸付金の交付の停止及び減額)

第12条 区長は、月額資金の貸付けにより知識技能を習得している者又は修学している者が休学したときは、その休学を始めた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの間、当該資金の貸付金の交付を停止し、又はその額を減額することができる。

利率を年1.5パーセント以内で規則で定める率とする。

〔同左〕

第11条 技能習得資金(自動車運転免許に係るものを除く。)、生活資金及び修学資金(以下「月額資金」という。)の貸付金は、各月のはじめに、当月分を交付するものとする。ただし、区長が特別の事情があると認めるときは、数月分をあわせてあらかじめ交付することができる。

〔同左〕

第12条 区長は、月額資金の貸付けにより知識技能を習得している者又は修学している者が休学したときは、その休学をはじめた日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの間、当該資金の貸付金の交付を停止し、又はその額を減額することができる。

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第5条の表及び第7条の規定は、この条例の施行の日以後に貸付けの申請があったものから適用し、同日前に貸付けの申請があったものについては、なお従前の例による。